医療従事者の賃金改善について

当院は外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)を算定しています。

これは、医療従事者の処遇改善（賃金引き上げ）を目的として、診療報酬の中に設けられた評価料です。

- **算定対象**：初診時・再診時・訪問診療時
- **対象職員**：医師を除く当院に勤務する全職員（看護師・看護補助者
 ・薬剤師・検査技師・放射線技師・リハビリ職員・栄養士
 ・事務職員 等）

※令和８年改定により 40 歳未満の勤務医も対象に追加されました。

加算による収入は、対象職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善に充てられ、医療サービスの質の維持・向上に活用されています。

ご理解とご協力をお願いいたします。

令和８年６月１日

医療法人一寿会西尾病院